

京都市予算規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第126号

京都市予算規則の一部を改正する規則

京都市予算規則の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第25条」に改める。

第2条第1号中「上下水道局」の右に「，市会事務局」を加え，同条第4号から第6号までを削る。

第4条各号列記以外の部分中「長は」の右に「，前条の編成要領に基づき」を加え，「（第1号様式から第6号様式まで）」を削り，「次の各号に掲げる」を「必要な」に，「10月20日」を「別に定める期日」に改め，同条ただし書及び各号を削る。

第4条の2本文中「1月15日」を「別に定める期日」に改め，同条ただし書を削る。

第7条第1項中「（第7号様式から第10号様式まで）」及び「（第11号様式）」を削る。

第12条第1項中「策定し，市長の決裁を受ける」を「策定する」に改め，同条第2項中「または」を「又は」に，「もしくは」を「若しくは」に改める。

第13条第1項中「，予算の執行につき市長の決定を受け」を削る。

第13条の2第1項中「予算令達書（第12号様式）により」を削る。

第14条第1項中「（第13号様式）」及び「（第13号様式の2）」を削る。

第15条第1項本文中「または」を削り、同項ただし書中「市長」を「理財局長」に改める。

第16条第1項中「(第15号様式)」を削り、同条第2項中「予備費充用通知書(第16号様式)により、」を「その旨及びその内容を」に改め、同条第3項中「予備費充用通知書に掲げる」を「当該予備費の充用に係る」に改める。

第17条第2項中「予算流用・移用通知書(第17号様式)により、」を「その旨及びその内容を」に改め、同条第3項中「予算流用・移用通知書に掲げる」を「当該予算の流用又は移用に係る」に改める。

第18条第1項中「(第18号様式から第20号様式まで)」及び「(第20号様式の2)」を削る。

第19条第1項中「(第21号様式から第23号様式まで)」を削る。

第21条第1項中「(第24号様式)」を削り、同条第2項中「収入科目新設通知書(第24号様式の2)により」を「その旨及びその内容を」に改める。

第22条第1項中「(第25号様式)」を削り、「8月31日」を「別に定める期日」に改め、同条第2項中「(第26号様式)」を削り、「8月31日」を「別に定める期日」に改め、同条第3項中「9月30日までに」を削る。

第23条中「(第27号様式)」を削る。

第24条中「予算令達書、」及び「、予備費充用通知書、予算流用・移用通知書及び収入科目新設通知書」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(補則)

第25条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規

則の施行に関し必要な事項は、理財局長が定める。

第1号様式から第27号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(理財局財務部主計課)